

独立行政法人労働者健康福祉機構の 平成25年度の業務実績の評価結果

平成26年8月19日

厚生労働省独立行政法人評価委員会

1. 平成 25 年度業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）は、平成 16 年 4 月、特殊法人労働福祉事業団の解散により、独立行政法人として発足した。

今回の評価は、平成 21 年 2 月に厚生労働大臣が定めた第 2 期中期目標期間（平成 21 年度～平成 25 年度）の最終年度（平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月）を対象としている。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」（平成 13 年 6 月当委員会決定。平成 16 年 3 月 30 日改定。）等に基づき、平成 24 年度までの業務実績の評価において示した課題等のほか、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成 21 年 3 月 30 日同委員会）、「平成 24 年度における厚生労働省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」（平成 25 年 12 月 16 日同委員会）等も踏まえ、評価を実施した。

(2) 平成 25 年度業務実績全般の評価

機構は、労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図ること等を通じて、労働者の福祉の増進に寄与することを目的としている。

この目的を達成するため、具体的には、労災病院等の療養施設、産業保健推進センター（平成 26 年度からは産業保健総合支援センターに改組）、リハビリテーション施設等の運営により、労災疾病等に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療の提供を行うとともに、労災疾病等の研究・開発により得られた予防法・治療法のモデルの労災指定医療機関等への普及を図るほか、未払賃金立替払等の各事業を通じ、国の労働政策と密接に連携した多様な事業を効率的に運営していくことが求められており、これらを内容とする中期目標が定められている。

平成 25 年度の業務運営に関しては、平成 24 年度と比較して患者満足度がさらに向上した労災病院における高度・専門的医療の提供の分野、労災病院への紹介元である産業医や労災指定医療機関に対する有用度調査の結果がさらに向上した勤労者医療の地域支援の分野、すでに高い水準にある研究への努力を継続するだけでなく、第 2 期中期目標期間を通じて目標の 10 倍近くの件数の学会発表や各種講演等の普及啓発を行った労災疾病等に係る研究・開発の分野及び平成 24 年度に引き続き過去最短の支払処理日数及び過去最高の累積回収率を達成した未払賃金立替払事業の分野の各分野において、積極的かつ有用度の高い取組を行ったことは高く評価できる。

加えて、行政機関等への貢献、過労死予防等の推進、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営、労災リハビリテーション作業所の運営、産業保健関係者に対する研修・相談及び産業保健に関する情報の提供、納骨堂の運営等の各

分野においても、機構に求められる役割を着実に果たしたものと評価できる。

一方で、平成 25 年度は労災病院事業に係る経常損益が約 25 億円の損失、当期損益が約 40 億円の損失となり、平成 21 年度以来となる経常損失を生じたことは遺憾であるが、機構本部のガバナンスの下、特に収入が計画を大幅に下回る病院に対して機構本部がヒアリングを実施し、患者確保や収入確保対策、職員の意識改革等に関し指導を行うなど、平成 25 年度中のそれぞれの時期に取りうる対策を取ったことは一定の評価ができる。

今後は、機構本部のガバナンスの徹底により、損益の改善に向けた業務運営の一層の効率化に取り組むことを強く期待する。

以上を踏まえ全体を総括したところ、機構の平成 25 年度の各種業務運営は、機構の設立目的に沿って適正に行われたものであり、その実績は、全体として平成 25 年度計画を達成したものとして評価できる。

平成 26 年度より第 3 期中期目標期間が開始されており、今後においても更なる積極的な取組を期待するとともに、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定) 及び「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定) を踏まえた適正な業務運営を期待する。

なお、第 2 期中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については 2 のとおりである。また、個別項目に関する評価結果については別紙として添付した。

2. 具体的な評価内容

(1) 業務運営の効率化に関する措置について

① 機構の組織運営体制の見直し

平成 24 年度に引き続き、機構本部に設置している経営改善推進会議や個別病院協議等による本部の経営指導・支援体制の強化に取り組むとともに、医師不足への対応や医療材料・医療機器の共同購入等を進めたほか、各労災病院が計画した経営目標の進捗状況について、本部が適宜フォローアップ等を行い、理事長自らが個別に病院長と協議するなど、本部のガバナンスの下、病院と密接に連携し、業務運営の効率化に向けた一層の取組を続けている。

② 一般管理費、事業費等の効率化

一般管理費（退職手当を除く。）、事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。）の削減については、引き続き人件費の削減、随意契約の見直し等による調達コストの削減等に取り組んだ結果、平成 24 年度に比べ、一般管理費は 3.5% 削減、事業費は 3.0% 削減している。

また、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの総支出に占める運営費交付金の割合は、診療収入の増等による自己収入の確保に努めつつ、事業費等の削減に取り組んだ結果、平成 20 年度の水準（0.6%）を維持し、中期計画

に沿った着実な成果を上げたと言える。

(2) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置について

機構においては、すべての業務に共通して取り組むべき事項として、勤労者医療の中核的役割、運営の効率化及び経営基盤の確立等のために、バランス・スコアカード（B S C）の手法を用い、利用者の視点、財務の視点、質の向上の視点、効率化の視点に加え、組織の学習と成長の視点から内部業績評価を実施するとともに、学識経験者等の外部有識者による業績評価委員会を年2回開催している。

また、同委員会の評価結果を業務運営に反映させるとともに、毎年度の事業実績等とともにホームページで公表することにより透明性の向上に努めている。

これらの取組が着実に実施されていることは評価できる。

注) バランス・スコアカード（B S C）…経営マネジメントツールの一つで、達成目標、評価指標及び行動計画等を「利用者の視点」、「財務の視点」、「質の向上の視点」、「効率化の視点」、「組織の学習と成長の視点」の5つの視点から策定したカードのこと。

各業務において取り組むべき事項に関する主な評価は、以下のとおりである。

① 労災疾病等に係る研究開発の推進等

労災疾病等に係る研究・開発については、労災病院グループ全体において、そのスケールメリットも活かしつつ、労災疾病等13分野に係る医学研究・開発やその成果の普及を進めており、研究各分野全般において、すでに高い水準にある研究への努力を継続するだけでなく、中期目標期間を通して目標の10倍近くの件数の学会発表など、その成果の普及のための取組は高く評価できる。

その中でも、アスベスト関連疾患の早期診断に関する研究では、研究により得られた最新の知見をもとに「アスベスト関連疾患 早期発見・早期診断の手引き」を改訂、発刊し、それが各種研修等で活用されていることや、平成24年度に引き続き、独立行政法人国際協力機構（J I C A）の協力依頼を受け、中国において中国人医師向けの診断技術研修を行うとともに、主任研究者が「日中職業病研究学術シンポジウム」で本研究に係る講演を行うなど、海外との連携を含めた研究成果の普及活動が着実になされていることは評価できる。

今後は、研究成果のまとめ方をさらに工夫するとともに、その普及について、マスコミの媒体を活用した啓発の強化や国レベルでのよりダイナミックなアクション等を通じ、より一層の取組を期待する。

② 勤労者医療の中核的役割の推進

ア 高度・専門的医療の提供

労災病院の役割については、病院の進歩、発展が求められている状況下において、平成24年度と比較し、地域医療支援病院、災害拠点病院ともに、それぞれ1施設ずつ増加するなど、地域の中核的医療機関としての体制確立の取組を進めていることや、平成24年度に実施した患者満足度調査に基づき業務改善に取り組んだ結果、患者満足度が向上したことは評価できる。

また、急性期医療への対応を進めた結果、平均在院日数の短縮（平成24年度14.5日→平成25年度14.1日）が進んだほか、労働災害、大規模災害への対応を含め、救急患者に対し適切な医療を提供できる体制の整備に努めた結果、救急搬送患者数の受け入れが増加した（平成24年度75,954人→平成25年度76,732人）ことは評価できる。

さらに、医療の高度・専門化のため、専門センター化の推進や多職種の協働によるチーム医療の推進など、機構の資源をフルに活用し高度・専門的な医療に対応したことは評価できる。

医療の質の向上や安全な医療の推進の面においては、自己評価のために設けている臨床評価指標に労災病院らしさを評価する指標を新たに追加したことや、労災病院が相互に連携して医療安全をチェックし合う仕組みにより、明らかになったリスク要因・改善状況等を全病院で情報共有し医療安全対策に活用していることなどは高く評価できる。

その上、優秀な人材の確保・育成に積極的に取り組んでおり、具体的な例としては、労災看護専門学校において、機構独自のカリキュラムとして勤労者医療の教育を実施するなど、労災病院らしさを追求していることなどは高く評価できる。

そのほか、労災病院ネットワークを活かした治験の実施件数が増加（平成24年度488件→平成25年度530件）していることは評価できる。

なお、今後においては、それぞれの病院の役割を明確にするため、病院の役割に応じた臨床評価指標の設定など、さらにきめ細かな対応を期待する。

イ 勤労者医療の地域支援

勤労者医療の地域支援については、労災病院に対する紹介元である産業医や労災指定医療機関に対する有用度調査において、「診療や産業医活動を実施する上で有用であった」旨の評価が、機構が独立行政法人に移行して以来、初めて80%を超えており（80.5%）、労災病院としてのニーズにしっかりと応えていることは評価できる。

また、患者紹介率、逆紹介率、受託検査件数のいずれも平成24年度を上回って目標数値を達成しており、全体として、地域や職場との連携を高めようとする努力とそれによる着実な成果が現れており、高く評価できる。

ウ 行政機関等への貢献

行政機関等への貢献は機構に期待される重要な役割であり、平成 25 年度より新たに、特に専門的な知見を要する労災認定に係る意見書の作成について、機構本部で対応可能な労災病院をコーディネートする体制を確立し、機構としての組織的な対応により、都道府県労働局からの意見書作成依頼への対応を一層充実させる取組を進めたことは評価できる。

また、アスベスト関連疾患への取組については、平成 25 年度は新たに、環境省の「肺内石綿纖維計測精度管理等業務」を受託し、精度管理上の問題点の洗い出しや計測マニュアルの作成を実施するなど、機構の専門的な能力を活用した有用な貢献は評価できる。

加えて、労災診療費レセプト審査事務の質の確保及び向上のため、都道府県労働局の職員を対象に行われた研修に労災病院の医師等を講師として派遣するなどの従来の取組も継続して行われていることは評価できる。

なお、東京電力福島第一原子力発電所事故に係る労働者の健康管理等のため、福島労災病院敷地内に設置したホールボディカウンタにより除染等業務従事者の内部被ばく線量の測定を実施していることは評価できるものの、利用数がやや低調であり、今後、関係省庁との連携等も視野に入れた利用数の向上の取組に期待する。

エ 過労死予防等の推進

過労死予防等の推進については、勤労者予防医療センター（部）において、過労死予防対策、メンタルヘルス不調予防対策、勤労女性の健康管理対策を行っており、過労死予防対策における勤労者への指導・相談人数、メンタルヘルス不調予防対策における電話・メール相談人数及び講習会の受講者数、勤労女性の健康管理対策における保健師等による生活指導人数のいずれも平成 24 年度を上回って目標を達成しており、積極的な活動により様々な形で重要な課題を取り組んでいることは評価できる。

また、勤労者の利便性の向上を図るための取組である、時間外・休日の指導件数や企業等への出張による講習会等の実施件数が平成 24 年度を上回っていることは評価できる。

平成 26 年度からは、これまでの予防医療活動に加え、新たに治療と就労の両立支援の取組を開始するため、勤労者予防医療センター（部）は治療就労両立支援センター（部）に改組され、新たに治療就労両立支援モデル事業が実施されているところであり、今後さらなる取組を期待する。

③ 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進

医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターでは、重度の障害を受

けた方の社会復帰に向けた取組として、重度の障害や併発する疾病に対応するために、複数の診療科の医師、看護師、リハビリテーション技師、栄養士、MSW（メディカルソーシャルワーカー）などが連携したチーム医療により、患者毎の障害に応じたプログラムの作成・実践等による専門的なリハビリテーションが行われており、社会復帰、職場復帰への取組が、全国的な視野に立ち、これらの明確なプロセスにより着実に実施されていることは評価できる。

加えて、医療リハビリテーションセンターにおいては、隣接する国立吉備高原職業リハビリテーションセンターとの連携により、社会復帰率や患者満足度の更なる向上に取り組んでいることは評価できる。

これらの取組の結果、社会復帰率及び患者満足度の両方において目標数値を達成しており、計画に沿って適正に運営されていると評価できる。

労災リハビリテーション作業所については、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）により、「現入居者の退所先を確保しつつ順次廃止する」とこととされており、在所者に対して、社会復帰プログラムの作成、四半期ごとのカウンセリング、就職情報の提供、退所先の確保等の支援を実施した結果、平成 25 年度中の退所者 8 人全員が希望先に退所できたことは評価できる。

また、閣議決定に従い、作業所の廃止が計画どおりに着実に進められている（平成 25 年度においては宮城及び福岡作業所を廃止）ことは評価できる。

④ 産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供推進

産業保健推進センターにおいては、産業保健関係者に対する専門的研修、専門的相談対応及び情報提供の業務を行っており、平成 22 年度当初には 47 か所あった産業保健推進センターが平成 25 年度当初には 15 か所に集約化された中で、専門的研修の実施件数、専門的相談の対応件数及びホームページのアクセス件数のいずれについても、目標数値を上回っているとともに、メールマガジンの延べ配信件数も増加したことは評価できる。

また、専門的研修及び専門的相談の受講者、相談者に対するアンケートにおいては、「有用であった」旨の評価が 90% を超えており（目標：80% 以上）、産業保健の推進のための着実な取組がなされていることは評価できる。

なお、産業保健 3 事業の一元化に伴い、平成 26 年度より産業保健推進センターは産業保健総合支援センターに改組されたところであるが、今後も、ニーズを踏まえた適切な研修回数を設定することを期待する。

（小規模事業場産業保健活動支援促進助成金の支給業務は平成 24 年度をもって終了しており、平成 25 年度業務実績の評価の対象外である。）

⑤ 未払賃金の立替払事業

未払賃金の立替払事業については、請求書の受付日から支払日までの期間につい

て、目標（平成 25 年度は 25 日以内）を大幅に上回り過去最短の 15.1 日となつたほか、破産した企業（民事再生等を含む）に対する求償（労働者から代位取得した賃金請求権に基づくもの）についても、累積回収率が過去最高の 25.2%となつており、勤労者の生活にとって極めて重要な本事業について、これまでを上回る実績を上げたことは高く評価できる。

また、立替払のさらなる迅速化のために、全国の裁判所への制度の説明や、全国の弁護士会での研修会の実施等の取組を積極的に行っており、これらの着実な取組が迅速化に功を奏したものと評価できる。

⑥ 納骨堂の運営業務

産業殉職者合祀慰靈式においては、参列遺族等に対するアンケート結果（要望）をもとに、新たに休憩場所を設置したほか、平成 24 年度に引き続き、式の進行内容が見えるように TV モニターを設置し、また、高齢者、障がい者等に配慮するために、坂道でのキャリーカートの運行や最寄り駅と会場間の送迎バスの運行等を行つた。

これらの取組の結果、満足度調査に係る目標を継続して達成していることは評価できる。

（3）財務内容の改善等について

① 財務状況について

医療の質と安全の確保の観点から、医師、看護師、医療職を増員し、上位施設基準の取得、外来化学療法や高度な手術の件数が増加したことにより診療単価は増となつたものの、長期入院患者の退院の促進、クリニカルパスの見直し等により患者数が減となつたため、経常収益は平成 24 年度と比較し微増に止まり、給与費（健康保険料率の改定増を含む。）や材料費等の経常費用の増加を賄うには至らなかつた。この結果、労災病院事業に係る経常損益が約 25 億円の損失（平成 24 年度比 34 億円の減）、当期損益が約 40 億円の損失（平成 24 年度比約 43 億円の減）となり、平成 21 年度以来となる経常損失を生じるとともに、繰越欠損金が増加したことは遺憾である。

医療材料費や燃料費、光熱水費の増など、医療サービス市場を取り巻く環境は厳しくなつているものの、機構が果たすべきミッションを考慮しつつ、徹底した経営改善により損益の改善を図るとともに、厚生年金基金の見直しによる退職給付費用の削減等、損益の改善及び繰越欠損金の解消に向けた今後の取組を強く期待する。

② 人事、施設・整備に関する計画

運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員については、「期首の職員数（720 人）以内とする」という平成 25 年度計画に基づき、628 人となっており、引き続き効率的な人事・施設運営に取り組んでいることは評価できる。

また、労災病院の自己収入に基づく自前財源により、平成24年度に引き続き、千葉労災病院、岡山労災病院及び熊本労災病院の施設整備を進めるとともに、平成25年度より富山労災病院及び山陰労災病院の施設整備に着手しており、労災病院の老朽化の状況等を十分に勘案した上で、効果的かつ効率的に勤労者医療の中核的役割を担うための整備に努めているものと評価できる。